

(5) 役員の状況

① 人数

理事 25 名、監事 3 名

② 報酬総額 (理事長及び常務理事兼事務局長のみ)

5,930 千円 (平成 24 年度実績額)

6,388 千円 (平成 25 年度予算額)

(6) 職員の状況 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

① 人数

プロパー職員 14 名、県派遣職員 11 名、期限付職員 14 名、非常勤職員 1 名、臨時補助員 3 名

② 平均年齢

56 歳 (プロパー職員 14 名)

③ 報酬総額及び平均給与金額

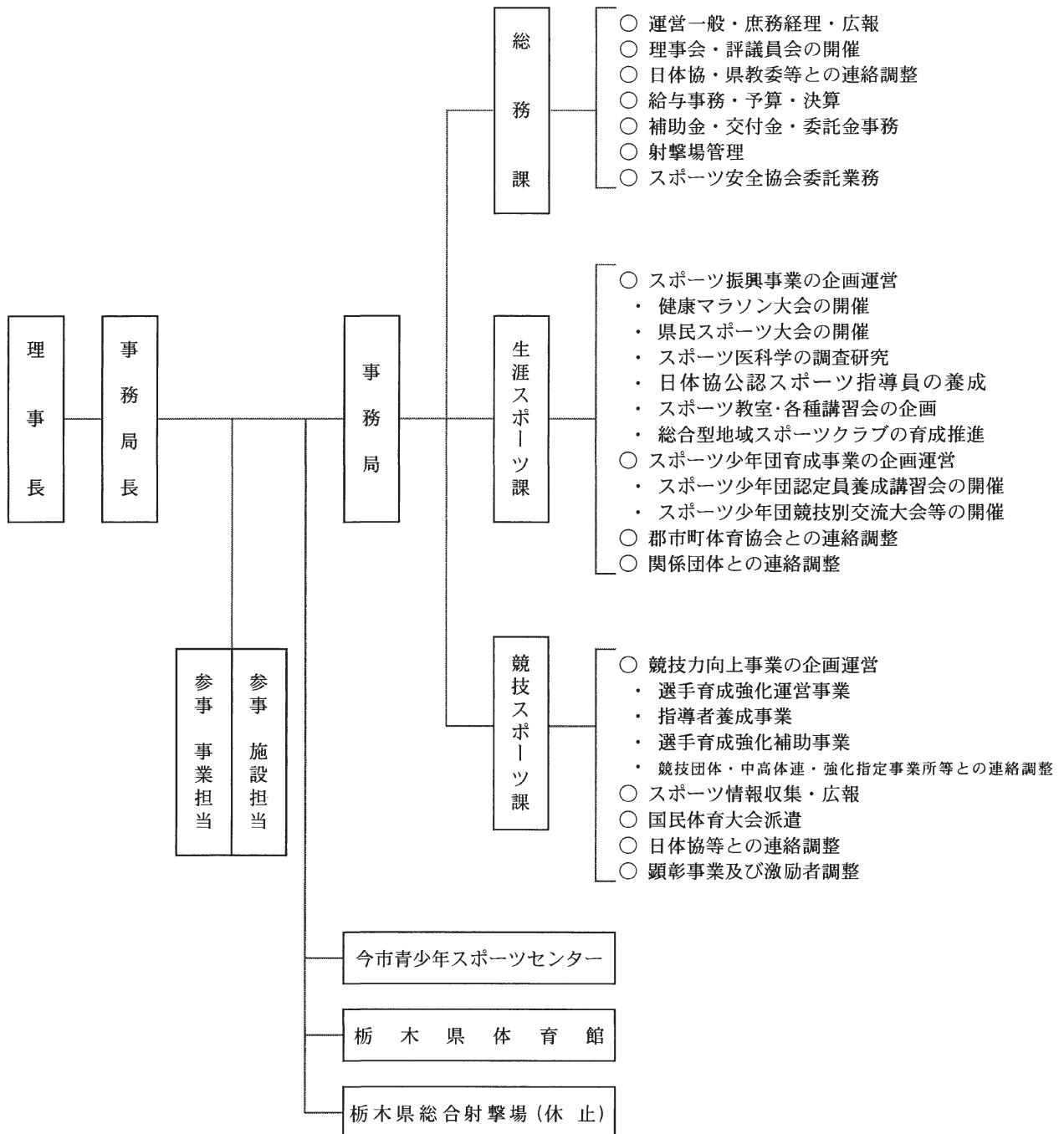
年間報酬総額は、124,063 千円 (プロパー職員 13 名 (理事長除く)、県派遣職員 10 名 (常務理事兼事務局長除く)、期限付職員 14 名、非常勤職員 1 名、臨時補助員 3 名の合計)

職員 13 名の平均年間給与 (賞与を含む) は、5,130,765 円 (プロパー職員総額)

④ 組織図

公益財団法人 栃木県体育協会組織表

(平成25年3月31日現在)



(7) 県との関係

① 県からの出資（出捐金）

県からの出資（出捐金）の総額は、4,000千円であり出資（出捐）割合は、40%である。

② 県との契約関係

(i) 補助金、助成金の内容

名称	栃木県体育協会補助金
内容	栃木県体育協会の公益事業並びに法人会計に係る職員費の補助
金額	75,938千円（平成24年度実績）

名称	選手育成強化費補助金
内容	国民体育大会において常に上位の成績を狙えるよう競技力の向上に努めるとともに、国際大会や全国大会等で活躍できる選手の育成を図るため、競技団体及び関係機関・団体との緊密な連携のもと各種事業の推進を図る
	主な実施事業
	1 競技力向上事業 (1) 選手育成強化運営事業 (2) 指導者養成事業 (3) 選手育成強化補助事業
金額	120,000千円（平成24年度実績）

名称	冬季国体特別強化費補助金
内容	平成26年1月に、本県で開催される第69回国民体育大会スケート・アイスホッケー競技会において、開催県に相応しい成績を収めるために、2ヶ年計画による種別強化により、スケート競技及びアイスホッケー競技の競技力の向上を図るとともに、本県のイメージアップ及び地域の活性化を図る
	主な実施事業
	1 競技力向上事業（特別強化） 2ヶ年計画による特別強化により、中・高校生の育成強化並びに成年選手の技術向上を図るため、競技団体主導による、県内強化練習会や全国のトップレベルにあるチームや選手との合同練習・遠征・合宿等を実施
金額	11,597千円（平成24年度実績）

(ii) 指定受託者の具体的内容

施設名	栃木県体育館
具体的内容	1 栃木県体育館の施設の維持管理に関する業務 2 栃木県体育館の施設等の利用の許可に関する業務 3 栃木県体育館の施設の運営に関する業務 具体的な業務内容 ・施設の敷地全体及びスポーツ器具等を含む建物全体の管理 ・施設の専用利用、普通利用の許可申請受付と利用許可、利用者への対応 ・事業報告書の作成や施設の設置目的に沿った利用促進のための事業の実施

期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日
請負金額	114,900千円（年間受託金額、5ヶ年合計で574,500千円）

③ 県職員○Bの役職員等（平成25年3月31日現在）

15名（役員10名、プロパー職員5名）

- ・役員10名中1名（理事長）の報酬4,336千円　9名については無報酬
- ・プロパー職員5名の給与総額15,377千円

④ 県との補償契約の内容

該当なし

(8) 事業の状況（平成25年度）

以下の事業を行っている。このうちスポーツ振興事業、スポーツ少年団育成事業、競技力向上事業及び今市青少年スポーツセンター事業は公益事業であり、栃木県体育館等管理運営事業及びスポーツ安全協会委託業務は収益事業である。

① スポーツ振興事業

- ・各種大会開催事業
- ・スポーツ医科学事業
- ・顕彰事業
- ・スポーツ指導者育成事業
- ・広報事業
- ・スポーツ教室開催事業
- ・とちぎの子ども元気塾事業
- ・総合型地域スポーツクラブ育成推進事業

② スポーツ少年団育成事業

- ・スポーツ少年団組織運営事業
- ・スポーツ少年団指導者、リーダー育成及び派遣事業
- ・スポーツ少年団大会開催及び派遣事業
- ・スポーツ少年団国際交流事業
- ・スポーツ少年団顕彰事業

③ 競技力向上事業

- ・選手育成強化運営事業
- ・指導者養成事業
- ・選手育成強化補助事業

④ 今市青少年スポーツセンター事業

- ・スポーツ教室事業
- ・県民の日協賛イベント及び施設無料開放
- ・サポート事業

- ・施設貸与事業
- ・施設整備事業
- ・日光市ホッケー場管理運営業務

⑤ 栃木県体育館等管理運営事業

- ・栃木県体育館管理運営事業
- ・事務室及び会議室貸与事業

⑥ スポーツ安全協会委託業務

- ・スポーツ傷害等の団体保険に関する業務

⑦ 栃木県総合射撃場管理事業（休止中）

(9) 財務状況

① 準拠している会計基準

公益法人会計基準（平成20年改正基準）

② 過去3期分の財務諸表

(i) 貸借対照表の推移

(単位：千円)

科 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	29,023	50,942	41,021
未収金	6,751	5,476	3,656
仮払金	785	12	1,403
貯蔵品	573	573	-
流動資産合計	37,134	57,005	46,081
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産積立金	10,000	10,000	10,000
基本財産合計	10,000	10,000	10,000
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	102,540	109,649	110,974
栃の葉国体記念スポーツ振興	295,500	261,100	201,269
船田スポーツ賞	2,000	2,000	2,000
中学校S最優秀賞(星功賞)	1,000	1,000	1,000
栃木県スポーツ少年団積立金	3,265	3,265	3,265
整備等積立金	7,650	7,650	19,967
射場整備等積立金	215	115	115
退職金支払準備資金	-	-	27,860
特定資産合計	412,170	384,779	366,451
(3) その他固定資産			
建物	323,845	306,154	288,850
構築物	353,683	329,445	307,328
機械及び装置	643	365	307
車両及び運搬具	185	143	97
船舶	841	77	57
工具	0	0	0
器具及び備品	7,317	3,264	1,674
建物付属設備	957	6,380	6,015
電話加入権	112	112	112
預託金	17	17	17
その他固定資産合計	687,604	645,961	604,461
固定資産合計	1,109,775	1,040,741	980,913
資産合計	1,146,909	1,097,746	1,026,994
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	20,137	40,715	31,739
仮受金	3,933	-	1,403
預り金	2,083	2,483	1,597
流動負債合計	26,154	43,198	34,739
2 固定負債			
職員退職手当引当金	104,742	109,649	110,974
固定負債合計	104,742	109,649	110,974
負債合計	130,896	152,847	145,713
III 正味財産の部			
1 指定正味財産合計	-	-	-
(うち基本財産への充当額)	-	-	-
(うち特定資産への充当額)	-	-	-
2 一般正味財産	1,016,013	944,899	881,280
(うち基本財産への充当額)	10,000	10,000	10,000
(うち特定資産への充当額)	412,170	384,779	366,451
正味財産合計	1,016,013	944,899	881,280
負債及び正味財産合計	1,146,909	1,097,746	1,026,994

(ii) 正味財産増減計算書の推移

平成24年度より公益法人会計基準に準拠しているため、別表で記載している。

(単位：千円)

科 目	平成22年度	平成23年度
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
1 受取負担金	4,640	4,640
2 事業収益	23,923	25,176
3 受取使用料及び手数料	72,262	56,914
4 受取補助金及び交付金収入	361,957	216,129
5 受取委託金	117,302	176,973
6 財産収益	4,222	3,322
7 受取賛助会費	2,360	2,253
8 諸収益	1,182	3,778
経常収益計	587,850	489,186
(2) 経常費用		
1 スポーツ振興事業費	12,168	62,122
2 スポーツ少年団育成費	16,792	16,779
3 競技力向上事業費	159,271	140,000
4 管理費	361,466	254,427
5 今市青少年スポーツセンター費	84,581	87,282
経常費用計	634,280	560,612
当期経常増減額	▲46,429	▲71,426
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
前期一般正味財産修正益	-	312
経常外収益計	-	312
(2) 経常外費用		
固定資産除去損	2,532	-
経常外費用計	2,532	-
当期経常外増減額	▲2,532	312
当期一般正味財産増減額	▲48,962	▲71,113
一般正味財産期首残高	1,064,975	1,016,013
一般正味財産期末残高	1,016,013	944,899
II 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額	-	-
指定正味財産期首残高	-	-
指定正味財産期末残高	-	-
II 正味財産期末残高	1,016,013	944,899

(単位：千円)

科 目	平成24年度
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
1 事業収益	229,447
2 受取補助金等	214,096
3 その他	7,672
経常収益計	451,216
(2) 経常費用	
1 事業費	488,607
1 給料手当	108,859
2 委託料	51,938
3 負担金補助及び交付金	134,642
4 減価償却費	40,745
5 その他	152,421
2 管理費	23,315
1 給料手当	9,081
2 委託料	2,595
3 その他	11,638
経常費用計	511,922
当期経常増減額	▲60,706
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	-
(2) 経常外費用	
1 貯蔵品除去損	573
2 法人税、住民税及び事業税	2,339
経常外費用計	2,912
当期経常外増減額	▲2,912
当期一般正味財産増減額	▲63,618
一般正味財産期首残高	944,899
一般正味財産期末残高	881,280
II 指定正味財産増減の部	
1 受取補助金等	214,096
2 受取会費	2,695
3 一般正味財産への振替額	216,791
当期指定正味財産増減額	-
指定正味財産期首残高	-
指定正味財産期末残高	-
III 正味財産期末残高	881,280

(iii) キャッシュフロー計算書の推移
未作成

(10) 財務情報の開示状況

- ・インターネットで公開している
URL:http://www.tochigi-sports.jp/ts_taikyou200.html
- ・決算書を財団事務局にて備置き
- ・県の出資団体として、栃木県庁県民プラザ室に資料を備置き

(11) 今後の経営課題

収入の多くが県からの補助金や指定管理業務による委託金収入と、県体育館や今市青少年スポーツセンターの施設使用料であるが、財政的に非常に厳しい状況である。収益性の高い事業の実施や、簡素化・効率化・コスト削減等『財政基盤の確立』の検討が必要となっている。

県体育館、別館、武道館、弓道場、屋内プール館ともに、施設の老朽化に伴い予期せぬ修繕箇所が増えている。県との協定で100万円未満の修繕は受託者が負担することになっており、財政面での工面に苦慮している。

今市青少年スポーツセンターについては、開所から38年が経過し老朽化が著しい。これまでは県からの補助によって計画的に改修工事等を行ってきたが、現在は、県からの財政支援も無くなり、対応に苦慮している。

県からの派遣職員の引き上げや、今後、プロパー職員の定年退職が続くことから、本協会の事業を適正に推進していくために、組織体制・人員配置について、早急に対策を講じていく必要がある。

(12) 監査の結果

① 栃木県射撃場の減損について（指摘事項）

財団は、栃木県射撃場（栃木県宇都宮市新里町乙 1067）のクレー射撃場建物及び関連設備を保有する。栃木県射撃場は、平成16年10月1日より休業し、平成20年度より減価償却費を計上していない。休業から10年近く経過し機材等の利用は不可能なものが多く、今後の利用見込みは不明である。

公益法人会計基準では、有形固定資産の減損を規定しているが体育協会は適用していない。有形固定資産の減損の適用を検討すべきである。

② 貸借対照表総括表の作成について（意見）

財団は、平成23年度まで貸借対照表総括表を作成していたが、平成24年度より作成していない。このため収益事業用の資産負債と公益事業用の資産負債が表示上明確でない。収益事業の利益の50%以内繰入れの場合は義務付けされていないが、貸借対照表総括表を作成すべきである。

③ 賞与引当金の計上について（指摘事項）

財団は、職員へ支払う賞与について現金主義に基づき費用計上し、賞与引当金の計上を行っていない。職員へ支払う賞与は、12月2日から翌年5月31日を支給対象期間とし、6月に支給される。6月に支給される金額を合理的に見積もり、12月2日から決算日までの期間に負担

する金額を引き当て計上すべきである。また、引当金繰入額は、公益事業と収益事業に分けて負担させるべきである。

④ 有形固定資産の収益事業分の貸借対照表計上について（指摘事項）

建物（スポーツ会館）の一部は、収益事業に利用されている。しかし、税務申告書に添付されている貸借対照表上、収益事業に使われる固定資産が計上されていない。減価償却費については振替計上により収益事業に計上されている。

収益事業として利用する固定資産が適切に貸借対照表上計上されていないと収益事業の財務内容を適切に示さない。建物（スポーツ会館）の一部は、収益事業の貸借対照表上固定資産として計上すべきである。

⑤ 退職給付引当金の計上誤謬と収益事業への負担について（指摘事項）

(i) 退職給付引当金は、平成 23 年度に約 2,201 千円の積立不足があり、平成 24 年度にも約 2,200 千円の積立不足がある。每期自己都合による退職金の見積額を適正に引き当て計上すべきである。

(ii) 退職給付引当金繰入額（費用）について、正味財産増減計算書上、収益事業への負担額分が計上されていない。収益事業への負担を適正に見積もり負担額分を計上すべきである。

⑥ 栃の葉国体スポーツ振興基金取崩について（指摘事項）

栃の葉国体スポーツ振興基金 59,830 千円が、平成 23 年 3 月 25 日及び平成 23 年 5 月 27 日の理事会承認を経て取り崩され、以下の資金に振替えされている。このうち、県派遣職員経費等は経費として支払済みである。

（単位：千円）

振替えられた基金等の内容	金額
整備等積立金	12,317
退職金支払準備資金	27,860
県派遣職員経費等	19,653
合計	59,830

振替えられた退職金支払準備資金 27,860 千円の内容は、以下の通りである。すなわち、平成 24 年度末に在職するプロパー職員 8 名それぞれが定年まで在職したと仮定し、各 8 名が定年退職時に不足する退職金財源を平成 24 年度末で確保したものである。

これとは別に退職給与引当資産は、プロパー職員 8 名が自己都合で退職した場合に必要とされる資金を確保したものであり、対応する退職給与引当金 110,974 千円は、積立不足額 2,200 千円はあるが負債の部にほぼ満額引当金計上され、特定資産上も退職給付引当資産が同額留保されている。

栃の葉国体スポーツ振興基金の目的は、県民健康増進と連帯活力にあふれた県民育成をめざしたスポーツ活動の日常化にあり、基金運用による果実をこれら目的のために使用することにある。

栃の葉国体スポーツ振興基金の取り崩しは、理事会決議承認を経ているが、退職金支払準備資金への振替は、上記の目的よりもいまだ確定していない定年退職に伴う職員の人件費を優先したものであり合理性を欠いており、今後検討すべきである。

⑦ 預金の残高証明書との差異について（指摘事項）

法人税申告書及び添付されている財務諸表は顧問税理士に作成を依頼している。法人税申告書に添付されている貸借対照表では、収益事業に使用されている銀行預金口座の貸借対照表計上額と残高証明額に以下の差異があった。

（単位；円）

貸借対照表に計上されている預金金額	22,794,904
銀行の発行した残高証明金額	24,247,256
差異	1,452,352

貸借対照表総括表が作成されておらず、差異が発生した原因は不明である。残高証明金額と貸借対照表計上額に差異がある場合、差異の原因を明確にし、収益事業に使用される預金口座を実態に合わせるべきである。

2. 公益目的事業会計

(1) 公1：スポーツ振興事業

財団は、スポーツ振興事業として以下の事業を実施している。

- ① 各種大会開催事業
- ② スポーツ医科学事業
- ③ 顕彰事業
- ④ スポーツ指導者育成事業
- ⑤ 広報事業
- ⑥ スポーツ教室の開設
- ⑦ 総合型地域スポーツクラブ育成推進事業

収益と事業費の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

【収益の主な内訳】	金額
受取参加料	9,622
受取広告料	1,170
受取委託料	1,786
受取県補助金	13,227
受取日体協交付金	1,845
受取スポーツ振興くじ助成金	2,672
その他	8
収益合計	30,330

(単位：千円)

【事業費の主な内訳】	金額
人件費	14,753
報償費	7,642
消耗品費	2,607
印刷製本費	1,303
委託料	1,457
使用料及び賃借料	1,142
負担金補助金及び交付金	1,220
その他	2,243
事業費合計	32,367

(2) 公2：スポーツ少年団育成事業

日本スポーツ少年団は、昭和37年(1962年)に「スポーツによる青少年の健全育成」を目的に創設された、公益財団法人日本体育協会の内部組織であり、それ自体法人格は有していない。現在、団数約3万5千団、団員数約81万人を擁する日本で最大の青少年スポーツ団体である。

スポーツ少年団は、単位スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団の4つの段階で構成・運営されている。市区町村・都道府県・日本ス

スポーツ少年団は委員会や部会を設け、直接的・間接的に単位団及び団員、指導者、育成母集団を支援していて、指導者の資質向上をはかるため、指導者協議会を設置している。

また、住民スポーツの総体である体育協会や教育委員会とも連携しており、栃木県スポーツ少年団は財団の内部組織である。県内では、平成 24 年度で足利市を除く全市町において 780 団体、15,663 名の団員が登録されている。

財団は、スポーツ少年団育成事業として以下の事業を実施している。

- ① 市町スポーツ少年団の育成充実
- ② 全国・関東スポーツ少年大会・スポーツ少年団競技別交流大会等への派遣事業
- ③ 県競技別交流大会・交歓会の開催
- ④ スポーツ少年団国際交流事業
- ⑤ 顕彰事業

収益と事業費の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

【収益の内訳】	金額
受取登録料	15,212
受取参加料	2,929
受取委託料	300
受取県補助金	11,517
受取日体協補助金	2,044
受取利息	5
収益合計	32,008

(単位：千円)

【事業費の主な内訳】	金額
人件費	12,691
報償費	2,741
旅費交通費	1,269
消耗品費	1,245
納付金	8,787
負担金補助金及び交付金	3,353
その他	1,925
事業費合計	32,011

(3) 公3：競技力向上事業

国民体育大会において常に上位の成績を狙えるよう競技力の向上に努めるとともに、国際大会や全国大会等で活躍できる選手の育成を図るため、競技団体及び関係機関・団体との密接な連携のもと、以下の事業を実施している。

- ① 選手育成強化運営事業
- ② 指導者育成事業
- ③ 選手育成強化補助事業

収益と事業費の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

【収益の内訳】	金額
受取県補助金	136,604
受取利息	8
収益合計	136,612

(単位：千円)

【事業費の主な内訳】	金額
人件費	18,957
報償費	1,306
負担金補助金及び交付金	128,083
減価償却費	2,719
その他	3,529
事業費合計	154,594

上記のように、県から受け取った補助金を、各競技団体や強化選手・指導者等に配分するのが本事業である。

(4) 公4：今市青少年スポーツセンター事業

スポーツを通じて青少年の健全育成と地域スポーツの振興、また、生涯スポーツの実践拠点並びに競技スポーツの拠点として、施設の有効活用と適正な管理運営を図った。

① スポーツ推進事業

(i) スポーツ教室の開設

〈種 目〉

- ・ピラティス 2 講座 (春、秋：一般男女対象) (参加者 延べ 481 名)
- ・エアロビクス デイ 2 講座 (春、秋：一般男女対象) (参加者 延べ 248 名)
- ・骨盤リセット 2 講座 (春、秋：一般男女対象) (参加者 延べ 263 名)
- ・ヨガ 2 講座 (春、秋：一般男女対象) (参加者 延べ 383 名)
- ・スケート 2 講座 (冬：子供対象) (参加者 延べ 268 名)

(ii) トレーニングサポート (スケート) (参加者 延べ 922 名)

② 施設無料開放

県民の日記念協賛事業として、各種スポーツ教室の無料体験及び施設を一般に無料開放した。

開 放 日：平成 24 年 6 月 17 日 (日) 参加者：414 名

- ・各施設の無料開放
- ・各種スポーツ無料体験
大縄跳び大会、キッズ (女子) サッカースクール、チャレンジクライミング、ホッケーセミナー、ズンバ、リラックスヨガ

③ 施設整備事業

施設利用者の安全と利用人員の増加を図るため、施設の保守整備・環境整備を実施した。

(i) 各施設の保守・環境整備

④ 日光市ホッケー場管理運営業務

日光市から委託を受け、日光市ホッケー場の管理及び運営業務を行った。

⑤ 宿泊者・外来者の利用促進

平成 24 年度利用者数

- ・宿泊利用者 10,306 名
- ・施設利用者 96,758 名

(5) 監査の結果

① 公 1：スポーツ振興事業会計

(i) 「県体協だより」に係る収益・費用の計上区分について（指摘事項）

財団では、年に 3 回「県体協だより」という 20 ページ前後の広報誌を発行し、加盟団体や県内の学校、スポーツ少年団等に配布している。この広報誌の発行に係る費用（年間で約 388 千円）及び広報誌に掲載される広告に係る収入（160 千円）は、すべて公 1 のスポーツ振興事業会計に計上されている。

広報誌の記事としては、国体における栃木県選手団の記録やスポーツ少年団の行事予定、また今市青少年スポーツセンターや収益事業として管理・運営を行っている栃木県体育館の利用案内等も含まれていることから、「県体協だより」に係る収益・費用を、すべて公 1 のスポーツ振興事業会計に計上することは適切ではないと考えられる。

移行認定申請時に指導機関と十分に協議し公 1 に区分したものではあるが、ページ数に応じて各会計区分に按分計上するか、もしくは財団全体の広報誌であるという位置付けから、総額を法人会計に計上することを検討すべきである。

(ii) 栃の葉国体記念健康マラソン大会に係る業者の選定について（指摘事項）

毎年開催している栃の葉国体記念健康マラソン大会に係る費用の支出先が、特定の 1 業者に集中している。

当該業者に対する支出の費目別内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

【支出の費目別内訳】	金額
報償費	1,442
消耗品費	1,419
通信運搬費	71
手数料	493
委託料	991
合計	4,419

上記の支出は、いずれも随意契約で行われている。理由としては、記録・着順の計測方法として計測用リグ（大会出場者のゼッケンの裏に付ける IC タグで、これにより自動的に所要時

間を計算することが可能となる。)による時間計測システムを導入した当初は、同様のシステムを有しているのが当該業者のみであったことと、同システムを導入した大会において、大会のロゴマークを当該業者に作成してもらったために、著作権の関係もあり大会ロゴ入りの参加賞やスタッフ用ジャンパー等については、当該業者に発注せざるを得ないとのことであった。

現在では、計測用リグによる時間計測システムを有している業者は他にも存在することから、競争入札によって業者を選定することで委託費用を引き下げることが可能になると思われる。また大会ロゴについても、著作権を買い取るかもしくは新たに作成したとしても、競争入札によって業者を選定した方が、参加賞やジャンパー等の費用を低くすることができると思われる。

いずれにせよ、随意契約ではなく競争入札により業者を選定すべきである。

(iii) 事業費の科目間の入り繰りについて（指摘事項）

栃の葉国体記念健康マラソン大会に係る費用のうち、ナンバーカード（出場者がつけるゼッケン）代金は消耗品費勘定で、また所要時間や順位等の計測業務の委託料を委託料勘定で計上している。

請求書の内訳を確認したところ、消耗品費勘定に計上されているナンバーカード代金のうち、本来は計測業務委託料として委託料勘定に計上すべきものが270千円含まれていた。また逆に、委託料費勘定に計上されている計測業務委託料のうち、本来はナンバーカード代金として消耗品費勘定に計上すべきものが115千円含まれていた。

結果として、消耗品費が154千円だけ過大に、また委託料が同額だけ過少に表示されている。回議書上、ナンバーカードの作成については、純粹にナンバーカードの代金のみを消耗品費とすることで事前に決裁を受けている。会計処理についても回議書に添った形で、純粹にナンバーカードの代金のみを消耗品費として計上すべきである。

(iv) 事前に回議のない費用について（指摘事項）

栃の葉国体記念健康マラソン大会に係る費用のうち、手数料勘定に計上されているエントリー手数料493千円については、予算執行伺（経費支出伺）があるものの、回議書は存在しない。

別途、事前に回議書を作成し、委託料として支出の承認を受けている計測業務の見積書上に上記のエントリー手数料も項目としては含まれているが、金額の記載はなく、「別途お見積り」と記載されているのみである。

エントリー手数料は、実際の申込者数が確定しなければ金額も確定しないという性格をもつ費用ではあるが、他にも同様の性格をもつマラソン大会関連費用があり、それらの費用は事前に回議書での決裁を受けている。エントリー手数料についても、予算執行伺（経費支出伺）のみで支出を行うことは適切ではなく、事前に回議書での決裁を行うべきである。

(v) 消去すべき内部取引について（指摘事項）

財団は、スポーツ振興事業の一環として、従来よりヨガやストレッチ等のスポーツ教室を開設しており、また本年度からは「とちぎの子ども元気塾」事業として小学生を対象とするスクールを開催している。こうしたスポーツ教室やスクールの会場として、県体育館（同プール及び弓道場を含む）や今市青少年スポーツセンターを使用しているが、使用に際しては、一般の団体が利用した場合と同額の使用料を各施設に支払っている。

こうした支出はいずれも内部取引であるが、正味財産増減計算書内訳表においては相殺消去されておらず、結果として正味財産増減計算書にそのまま両建てで計上されている。

公益法人会計基準（平成 20 年 4 月 11 日内閣府公益認定等委員会）の注解（注 2）によれば、「当該公益法人が有する会計区分間において生じる内部取引高は、正味財産増減計算書内訳表において相殺消去するものとする。」と規定されていることから、当該基準に従って適切に相殺消去すべきである。

なお、公 1：スポーツ振興事業会計に計上されている内部取引の金額は以下の通りである。

（単位：千円）

【使用料及び賃借料のうち】	金額
公 4：今市青少年スポーツセンター事業会計に対する支出	15
収 1：栃木県体育館等管理運営事業会計に対する支出	347
内部取引合計	362

(vi) 栃の葉国体記念健康マラソン大会の継続開催について（意見）

栃の葉国体記念健康マラソン大会は平成 25 年で第 31 回目の開催となるが、平成 24 年まで 1 月もしくは 2 月に実施してきた日程を、平成 25 年より 11 月に変更した。この結果、同じ日に県内で行われる他のマラソン大会や各種行事と日程が重なってしまい、参加者がほぼ半分に減少してしまった。

開始当初は、マラソン大会の数自体もそれほど多くなかったことから、栃の葉国体を記念してマラソン大会を開催することにもそれなりの意義が認められた。

しかしながら、栃の葉国体の開催から既に 30 年以上が経過し、次回の県内での国体開催も予定されていることや、その後のマラソン愛好者数の増加に伴い、各市町等によって開催されるマラソン大会の数が増えたこと、さらには参加者の減少に伴い参加料収入も減少していること等を総合的に勘案すれば、参加料収入を上回る費用をかけてまで公益事業として本大会を継続していく意義が、果たしてどれほどあるのか疑問である。

本大会は栃木県民スポーツ大会のロードレース競技も兼ねて開催されているため、開催を継続しない場合には代替策が必要となるが、それを考慮しても、本大会については開催の継続性を検討すべき時期にきているものと思われる。

② 公 2：スポーツ少年団育成事業会計

(i) 消去すべき内部取引について（指摘事項）

財団は、スポーツ少年団育成事業の一環として、各種大会や講習会、研修会を開催している。これらの会場として、県体育館や今市青少年スポーツセンターを使用しているが、使用に際しては、一般の団体が利用した場合と同額の使用料を各施設に支払っている。

こうした支出はいずれも内部取引であるが、正味財産増減計算書内訳表においては相殺消去されておらず、結果として正味財産増減計算書にそのまま両建てで計上されている。

公益法人会計基準（平成 20 年 4 月 11 日内閣府公益認定等委員会）の注解（注 2）によれば、「当該公益法人が有する会計区分間において生じる内部取引高は、正味財産増減計算書内訳表において相殺消去するものとする。」と規定されていることから、当該基準に従って適切に相殺消去すべきである。

なお、公 2：スポーツ少年団育成事業会計に計上されている内部取引の金額は以下の通りである。

(単位：千円)

【使用料及び賃借料のうち】	金額
公4：今市青少年スポーツセンター事業会計に対する支出	29
収1：栃木県体育館等管理運営事業会計に対する支出	79
内部取引合計	109

③ 公4：今市青少年スポーツセンター事業

(i) 全天候型テニスコートの減価償却費について（指摘事項）

全天候型テニスコートは平成19年4月以降閉鎖しているが、閉鎖後も毎年259,438円の減価償却費を計上している。遊休資産であるため、減価償却費を計上することは適切ではない。また、非営利法人委員会報告第31号「公益法人会計基準に関する会計指針（その3）」に準拠して、減損の要否を検討すべきである。

(ii) 業務委託契約書の作成について（意見）

昭和59年11月から屋内スケートリンク内の売店業務を外部に委託しており、売店使用料と電気料を毎月受け取っている。

平成16年頃までは業務委託契約書を毎年作成していたが、その後は業務委託契約書を作成していないため、今後は作成することが望ましい。

3. 収益事業等

(1) 収1：栃木県体育館管理運営事業

栃木県体育館はスポーツの普及振興を図り、県民の健全な心身の発達に寄与するために設置されている。使用用途は以下のようになっている。

① 専用利用

貸切り状態の利用であり、利用許可申請書は利用日の2ヶ月前までに提出

② 普通利用

専用利用がないときの個人での利用であり前月の25日から予約を受付

③ 会議室利用

スポーツに関する利用を優先し、利用申し込みは随時受付

平成18年度からの指定管理料、利用者数、利用料金は以下のとおりである。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
指定管理料(円)	129,946,000	130,312,000	130,280,000	114,900,000	114,900,000	114,900,000	114,900,000	
利用者数(名)	本館	75,953	66,593	63,008	69,738	70,579	25,183	57,185
	別館	27,045	25,885	29,020	28,096	27,915	9,928	23,591
	プール館	47,357	50,658	49,156	50,303	50,248	10,601	46,584
	武道館	47,953	45,363	45,938	45,937	47,228	17,984	46,240
	弓道場	15,883	14,787	15,645	12,948	11,771	4,187	11,209
	合計	214,191	203,286	202,767	207,022	207,741	67,883	184,809
利用料金(円)	専用利用	7,342,220	7,047,560	8,599,000	8,962,193	8,732,430	2,890,280	8,313,520
	普通利用	18,807,420	20,175,980	17,753,790	16,462,100	16,744,610	4,524,550	15,154,770
	合計	26,149,640	27,223,540	26,352,790	25,424,293	25,477,040	7,414,830	23,468,290

経常収益と経常費用の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

【経常収益の内訳】	金額
指定管理受託収入	114,900
利用料金収入	23,468
スポーツ会館家賃等収入	3,062
自販機手数料等収入	5,400
経常収益合計	146,831

(単位：千円)

【経常費用の内訳】	金額
人件費	39,038
燃料費	11,823
水道光熱費	17,736
修繕費	4,995
委託料	41,684
その他経費	13,771
経常費用合計	129,050

(2) 収2：スポーツ安全協会委託事業

財団法人スポーツ安全協会よりスポーツ安全協会栃木県支部事務局業務の委託を受けて以下の事務を処理している。

＜財団法人スポーツ安全協会支部規定＞	
第5条	
(1) スポーツ活動及び社会体育活動の普及奨励並びに事故防止に係る事業に関し会長が委嘱する事項	
(2) 会員登録規定に基づく会員登録の受付に関する事項	
(3) スポーツ安全協会傷害保険及び（賠償責任保険付）の加入受付及び保険分担金の徴収に関する事項	
(4) 前号掲げる事項に附帯する事項	
(5) その他会長が特に委託する事項	

経常収益と経常費用の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

【経常収益の内訳】	金額
受託業務収入	9,297
経常収益合計	9,297

(単位：千円)

【経常費用の内訳】	金額
人件費	7,289
広告料	519
その他経費	1,060
経常費用合計	8,869

(3) 監査の結果

① 受取手数料について（指摘事項）

スポーツ会館に設置されている飲料水の自動販売機に係る取扱い手数料は、法人会計の収益として扱っているが、収益事業等会計に属する内容である。

自動販売機の設置は、来館者の利便性を高めることにはなっても、財団の公益目的とは直接の関係のないサービスである。また、財団の運営上から言っても、自動販売機は必要不可欠なものではない。委託会社からの取扱い手数料の収受は、営利企業からの収益の一部配分金であると考えられることから収益事業として扱うことが適切である。

(事実関係)

財団の建物であるスポーツ会館には、民間の飲料メーカーの自動販売機が設置されており、体育館等の施設利用者を始め、財団の役職員や2階に賃借している協会加盟団体である入居団体等の職員が自動販売機を利用している。財団は、委託会社から取扱い手数料（平成24年度205,259円）を収受しているが、その会計処理について法人会計の収入として扱っている。

② 委託料収入・使用料収入について（指摘事項）

財団は、栃木県体育館等管理運営事業を移行認定申請時に指導機関と十分に協議したうえで収益事業として扱っているが、財団の目的であるスポーツ振興の中核的な事業であり公益事業として認識すべきである。

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条において、公益認定の基準を示しているが、その第1号に「公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること」と規定している。同法第2条四号の定義によると、公益目的事業とは、「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。」と定めている。また、別表（第2条関係）の九号において、「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」を挙げている。

財団が、栃木県体育館等管理運営事業を営む目的は、本県体育スポーツの中核施設として、県の定めた料金制度に則り県民にスポーツ施設の場を提供し、スポーツ教室や各種のスポーツ大会、イベント事業の開催を通じて、本県体育スポーツの振興を図ることである。管理運営事業は、その手段として施設の適正な管理運営に努めるための事業である。

県有施設の管理運営の形態として、管理委託制度や指定管理者制度の選択がある。また、料金徴収の方法について直接収納制や利用料金制度（施設の使用料収入を指定管理者の収入とすることができる制度）の選択がある。いずれの方法を採用するかは行政が決めることであるが、選択した方法によって委託者である県や受託者である財団の事業目的が変わるわけではない。栃木県体育館等管理運営は、本県体育スポーツの振興を図るために行っているのであるから、指定管理者制度や利用料金制度の導入が事業の性格を収益目的の事業に変えてしまうことはない。

公益認定の基準である公益目的事業の定義は、「公益の種類の実施」かつ「不特定・多数の利益増進寄与」である。栃木県体育館等管理運営事業は、この二つの要件を満たしている。

また、同じく施設の管理運営事業である今市青少年スポーツセンター事業は、財団施設であることから指定管理者制度の対象施設ではなく、事業収支は公益目的事業会計の区分としているが、事業の目的は栃木県体育館等管理運営事業と同じである。

（事実関係）

財団の目的として定款第3条に「スポーツを振興して、県民体力の向上とスポーツ精神を養うこと」と規定している。また、この目的を達成するため、同第4条4項、12項において「各種大会、講習会等スポーツに関する事業の実施を行うことや委託を受けた体育施設の管理運営を行うこと」を事業として掲げている。

指定管理者制度による栃木県体育館の本館、別館、プール館、武道館等の管理運営業務に係る受取委託料114,900千円は、全額収益事業等会計区分に計上している。また、これらの施設の利用者から收受する使用料26,531千円は、受取使用料として計上しているが、同様に全額を収益事業等会計で扱っている。

一方、財団の施設である今市青少年スポーツセンターの使用料37,614千円は、公益目的事業会計に計上している。また、運営のための人件費に対する県補助金34,461千円も、公益目的事業会計に計上している。

③ スポーツ会館の受取使用料について（意見）

スポーツ会館の受取使用料は、移行認定申請時に指導機関と十分に協議したうえで収益事業等会計に区分されているが、公益目的事業会計に計上する内容のものである。

スポーツ会館の設置の主旨は、施設設置規程第1条に定められているが、第1条において「定款第4条に規定する事業を行うため」とあり、スポーツ会館の他、今市青少年スポーツセンター等3施設が対象施設として挙げられている。そして、定款第4条1項では「スポーツ振興に関する基本方針を確立すること」、2項では「加盟団体の強化発展と相互の連絡融和を図ること」を挙げ、スポーツ会館が財団の目的を達成するための事業に使用されることになっている。

財団の加盟団体は、県内の市区町の体育協会や各種スポーツ連盟、協会等78団体である。事務室や会議室兼体育室の貸出しをこれらの団体に限定していることを理由に、公益目的事業に該当しないとすることは、「木を見て森を見ず」の議論である。公益目的事業の基準は、事業が「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」であるか否かであって、施設利用が「不特定かつ多数の者」に開放されているか否かではない。財団の加盟団体は、スポーツ振興を目的として掲げる公益性を持つ団体であり、その団体の活動を支援することになる施設の貸出し事業が公益要件を満たさないとする解釈は問題がある。

（事実関係）

財団の事務局が入居しているスポーツ会館の一画は、事務室5室と会議室兼体育室となっており、体育スポーツ団体及び教育関係機関（スポーツ会館管理運営規則第2条）に貸出ししている。

事務室5室は、財団の加盟団体である高等学校体育連盟、中学校体育連盟、剣道連盟、柔道連盟や他の団体であるレクリエーション協会が入居している。会議室兼体育室は、財団の加盟団体に対して貸出しを行っている。

使用料は、本館等の使用料と同じくすべて収益事業等会計の受取使用料に計上されている。

④ スポーツ会館の敷地に係る取り決め等について（意見）

スポーツ会館の敷地は宇都宮市の所有のものであり、昭和53年に県との間で使用貸借契約を結んでいる。また、昭和54年に敷地内にスポーツ会館を建設することについて宇都宮市より承諾を得ている。

しかしながら、県と財団の間でスポーツ会館の敷地に係る取り決め等について明確になされていないので、書面等により明らかにすべきである。

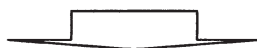
VII. 県における指定管理者制度の整備・運用状況について

1. 指定管理者制度創設の経緯

(平成 13 年 6 月)

経済財政諮問会議における「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（骨太の方針）」

⇒「民間でできることは民間に」をモットーに地方自治における規制緩和及び公務市場開放の主要施策として、官民の役割分担の項目の中に、建設、維持、管理、運営、それぞれについて可能なものは民間に任せることを基本とする。



総合規制改革会議（※）を中心に、「指定管理者制度」創設に向けた議論が展開

（※）総合規制改革会議：平成 13 年 4 月 1 日に内閣府に設置された組織。議長は、宮内義彦（オリックス株式会社代表取締役会長兼グループ CEO（当時））

(平成 14 年 12 月)

総合規制改革会議における「規制改革の推進に関する第 2 次答申」

⇒一定の条件の下での利用料金の決定等を含めた管理委託を地方公共団体の出資法人等のみならず、民間事業者に対しても行うことができるように現行制度（管理委託制度）を改正すべき。

(平成 15 年 3 月)

「指定管理者制度」の導入方針が閣議決定。地方自治法の一部を改正する法律案を通常国会に提出。

(平成 15 年 6 月 13 日)

地方自治法の一部を改正する法律が公布。

(平成 15 年 9 月 2 日)

同法施行（ただし、平成 18 年 9 月 1 日までの間、経過措置有り）。

(平成 17 年 3 月 25 日)

「栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」公布・施行。

(平成 18 年 4 月)

本県における指定管理者による公の施設の管理開始。

⇒栃木県行財政改革大綱（平成 18 年 2 月策定）において、県民サービスの向上とコスト削減を図るため、平成 18 年 4 月 1 日から、栃木県総合文化センター等 41 施設において導入することを明記。

《指定管理者制度と管理委託制度の相違》

項目	指定管理者制度	管理委託制度
相手先	地方公共団体が指定する法人その他の団体（民間事業者も幅広く含まれる。）	公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人
手法	「指定」という行政処分により公の施設の管理権限を当該指定を受けた者に委任する。	地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を委託する。
権限	個々の使用許可が可能	個々の使用許可は不可

2. 指定管理者制度の概要

(1) 指定管理者制度とは

県の施設（公の施設）を県以外の者が管理運営する手段で、民間活用のひとつである。

ここでいう公の施設とは、県の施設のうち県民に利用していただくための施設であり、代表的な公の施設として以下のものがある。

- ① レクリエーション・スポーツ施設
県民ゴルフ場、グリーンスタジアム等
- ② 産業振興施設
産業会館、宇都宮産業展示館等
- ③ 基盤施設
防災館、県営都市公園等
- ④ 文教施設
総合文化センター、なかがわ水遊園等
- ⑤ 社会福祉施設
健康づくりセンター、福祉プラザ等

県の公の施設は146施設（別途一覧表を記載）あり、そのうち平成25年度においては44施設で指定管理者制度が導入されている。

(2) 指定管理者制度導入で期待されている効果

利用者の満足度を上げ、より多くの利用者を確認しようとする民間経営の発想から、利用者へのサービスの向上が期待できる。

また、公の施設の管理に民間事業者の手法を活用することにより、管理経費の縮減が可能となることから、利用料の低料金化又は県からの支出金の低減を図ることができる。

3. 指定管理者制度を有効に運営するには

指定管理者制度が有効に運営されているかどうかの評価は、それぞれの立場により異なってくる。

利用者側からすれば、質の高いサービスの提供と利用料金の低減であり、行政側からすれば、公平かつ透明な事業者の選定を通じてのサービスの向上と行政コストの低減（別途経費縮減状

況を記載)である。また、指定管理者の側からすれば、両者のニーズを実現しながら、自らの利潤を生みだしていくということである。

指定管理者としては、かなり質の高い効率的な経営が要求されており、それが実現できない限り、両者を満足させながら、なおかつ利潤を上げることはきわめて困難である。

利用者側からの具体的評価は、アンケート等直接的なもののほか、施設の維持管理が悪ければおのずと、公の施設の利用が減少するから利用者数で測定することができる。

また、指定管理者制度を有効に運営するためには、行政側に対して、適切な競争環境を維持するための方策、事業者が公の施設を管理運営して行けるだけの合理的な指定管理料の算定、事業者が適切に公の施設を管理運営しているかどうかについてのモニタリング等が求められる。

県では、指定管理施設ごとに、「指定管理者による公の施設の管理運営状況」をホームページに掲載しており、ここにおいて、指定管理事業の収支、利用状況、利用者の意見及び対応、指定管理者による自己評価及び所管課による評価を掲載している。

平成25年度において、「栃木県行政改革推進委員会専門部会」が設置され、指定管理施設の管理運営状況に関する評価について、具体的な評価内容や評価方法について、第三者の視点から見直しすることを検討している。

以上のように、県としては指定管理者制度を有効に運営するために一定の努力をしている。このことは評価できるが、なお監査を通じて発見した事項があるので以下に記載する。

(1) 県の公の施設に対して、指定管理者制度を導入するか否かの判断に関する透明性の確保について(指摘事項)

現状では、県所有の公の施設に対して、指定管理者制度を導入するか否かの判断は、行政内部のみの判断であり、外部の学識経験者等の意見を求めるべきである。

146の公の施設のうち、指定管理者制度が導入されているのは44施設である。

直営とするには、県の施策やそもそも指定管理になじまない施設等一定の理由(別途直営とする理由の一覧を記載)はあるが、行政改革の推進という面からは、今後、指定管理者制度の導入施設を拡大する必要があると考えられる。

その際には、指定管理者制度運営の透明性を高めるためにも、外部の学識経験者等が参加する委員会において、どの公の施設に指定管理者制度を導入すべきか議論を行うべきである。

指定管理者制度が導入されてから8年余りが経過し、行政側にも指定管理を受ける側にも、この制度の運営に関する十分なノウハウが蓄積されてきている。

したがって、外部の意見により新たに対象施設が増加することになっても、混乱は生じないと考えられる。

(2) 公募か非公募かの判断における透明性の確保について(指摘事項)

現状では、指定管理者を公募とするか非公募とするかの判断は、行政内部のみの判断であり、外部の学識経験者等の意見を求めるべきである。

44の指定管理制度導入施設(別途一覧表を記載)のうち、公募によるものは32施設である。

非公募とするには、一定の理由はあるが、指定管理者制度運営の透明性を高めるためにも、外部の学識経験者等が参加する委員会において、公募、非公募の判断を行うべきである。

(3) 目標の達成度合いの明確化について（意見）

公の施設の管理運営状況（県のホームページ）において、県や指定管理者が目標とする利用者満足度の達成状況を明確に把握することができない。

利用者のニーズを把握し、満足度を向上させるのは、指定管理者に課せられた責務ではあるが、具体的に測定するには困難な面がある。

しかしながら、利用者へのサービス向上を図るには、利用者の満足度を測定しその結果をフィードバックさせる仕組みは必要である。

今後、測定のための指標や達成度合いの評価方法についての検討が必要と考えられる。

この点については、平成 25 年度に設置された「栃木県行政改革推進委員会専門部会」の議論に期待するものである。

(4) 公募における応募団体数について（意見）

単独応募であり実質的に競争原理の働いていない公の施設が多い。

後掲の「指定管理者制度導入施設一覧」では、公募による 32 施設のうち応募団体数が 1 団体のみのもものが 19 件、2 団体のものが 10 件、3 団体のものが 3 件である。

事前説明の段階では複数の団体が参加していたとしても、応募の段階で 1 団体のみでは、実質的に競争原理が働いているとはいえない。

一般的に単独応募の場合、指定管理料は上限あるいは、上限に近い価額で決まることとなり、行政コスト削減の効果に限界がある。

県の所管課においても、応募団体数が複数となるようにこれまで努力してきたことは認められるが、上記のような現状を考慮すると、さらなる工夫（例えば、応募資格のうち「栃木県内に主たる事務所又は本店を有しているもの」という規定の緩和等）が求められる。

(5) 指定管理者選考における審査について

指定管理者の選考については各所管課の担当であるが、審査全体に係わる改善提案であることから、ここに記載する。

① 最低応募価額の導入について（意見）

審査項目では、応募価額は 100 点満点中 30 点程度を配点しており、応募価額の要素は審査の上で大きなウェイトを占めている。

応募団体の中には、極端に低い価額で応募してくる団体もあった。応募書類を詳細に検討すると、実現困難な利用料収入を見込んだ設定金額となっていると考えられた。（結果的にこの団体は総点数が 1 位ではなかったため、指定管理者とはならなかった）

したがって、このような団体を排除することは、指定管理者制度を維持するためには必要な措置と考えられる。

② 失格要件の導入について（意見）

応募団体の財務の状況が債務超過であるとか、応募団体が過去数年以内に重大な法令違反をしていたということがあった場合には、もしこの団体が指定管理者となれば、事業の継続に疑義をもたざるを得ない。

したがって、このような団体を排除するためには、失格要件の導入が必要となってくる。